

有料老人ホーム等におけるケアプラン点検支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、有料老人ホーム等におけるケアプラン点検支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その実施手続等必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

有料老人ホーム等におけるケアプラン点検支援業務

(2) 委託上限額

4, 444, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 委託業務の内容

「有料老人ホーム等におけるケアプラン点検支援業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録がある者であること。
- (4) 過去5年以内（令和2年度から令和6年度まで）に、地方公共団体から次の①及び②に係る業務を受託し、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。
 - ① ケアプラン点検業務
 - ② ケアプラン点検に関する研修業務

4 参加方法

(1) 参加申込書等の提出

① 提出書類

ア 参加申込書（様式1-1） 1部

イ 事業者概要書（様式1-2） 1部

業務案内（パンフレット等）がある場合は、添付すること。

ウ 同種業務実績（様式1-3） 1部

過去5年以内（令和2年度から令和6年度まで）において、地方公共団体から「ケアプラン点検業務」及び「ケアプラン点検に関する研修業務」を受託し、誠実に履行した実績が対象。

業務内容が的確に判断できる資料（契約書、仕様書等の写し）を添付すること。

エ 【電子契約を希望する場合のみ】電子契約同意書兼メールアドレス確認書 1部

② 提出期限

令和7年6月12日（木） 午後5時

③ 提出場所

「9 書類等提出先」と同じ

④ 提出方法

持参（平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間とする。）又は郵送（書留郵便又はレターパック）に限る。郵送による場合は、封筒に「有料老人ホーム等におけるケアプラン点検支援業務 公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きし、提出期限必着とする。

⑤ その他

参加申込書提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに「9 書類等提出先」に連絡するとともに、辞退届（様式1-4）1部を、「（2）②提出期限」までに提出すること。

（2）企画提案書等の提出

① 提出書類

企画提案書（様式3、様式4、様式5-1～様式5-4、様式6、様式7）及び見積書
正本1部 副本7部

企画提案書（様式4～様式7）の作成については、6（2）評価基準に留意するとともに、別紙「企画提案書作成要領」を踏まえて作成すること。

ア 業務実施体制（様式4）

イ 提案書（様式5-1～様式5-4）

ウ 業務フロー及びスケジュール（様式6）

エ 個人情報保護等情報管理体制（様式7）

オ 見積書（任意様式）

② 提出期限

令和7年6月25日（水） 午後5時

③ 提出場所

「9 書類等提出先」と同じ

④ 提出方法

持参（平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間とする。）又は郵送（書留郵便又はレターパック）に限る。郵送による場合は、封筒に「有料老人ホーム等におけるケアプラン点検支援業務 企画提案書等在中」と朱書きし、提出期限必着とする。

5 プロポーザルに係る質問及び回答

（1）質問受付期限

令和7年6月12日（木） 午後5時

（2）質問方法

「質問票」（様式2）をFAX又は電子メールにより「9 書類等提出先」へ送付すること（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。）。

なお、受信確認のため、送信後、必ず送信した旨を電話にて連絡すること。

（3）質問に対する回答

各事業者からの質問を全てまとめて、令和7年6月16日（月）午後5時までに、FAX又は電子メールで、参加申込書を提出した事業者（辞退した者は除く。）宛てに回答する。なお、質問者名は明示しない。

6 プロポーザルの審査

（1）審査方法

企画提案書等の評価は、有料老人ホーム等におけるケアプラン点検支援業務委託プロポーザル選定審査会（以下「審査会」という。）において、評価基準に基づき公正に審査を行うもの

とし、審査は非公開で行う。提出のあった企画提案書等は、審査会においてプレゼンテーション及び質疑応答を行い、評価点方式による順位をもとに、審査会の合議により最優秀提案者を受託者として選定する。ただし、一定基準に満たない場合（総得点が満点の6割未満又は満点の5割未満の項目が一以上ある場合）は、受託者として選定しない。

また、提案者が1者のみであった場合についても、上記と同様の評価を行い、一定基準（総得点が満点の6割以上で、かつ、満点の5割未満の項目がない場合）以上の評価がある場合は、審査会の合議の上で、受託者を選定する。

（2）評価基準

① 業務内容・事業理解

ア 対象プランの抽出（配点 20 点）

市町村が対象プランを抽出するにあたり、効果的に抽出できるよう具体的な提案がされているか。

イ ケアプラン点検とヒアリングの実施（配点 20 点）

有料老人ホーム等のケアプラン点検等が効果的に実施されるための具体的な提案がされているか。

ウ 研修内容（配点 10 点）

事業実施結果を踏まえた、ケアプラン点検に関する市町村職員の能力向上が期待されるような研修内容となっているか。また、受講者が参加しやすい工夫がされているか。

エ 最終報告書の内容（配点 10 点）

市町村における今後のケアプラン点検実施に当たって参考となる報告書の提案がされているか。

② 業務の実施体制（配点 10 点）

業務を円滑かつ効果的に支援できる人材を配置し、業務実施体制、実施内容、担当者の役割分担等が具体的に提案されるなど、業務を適切に実施できるものであるか。

③ スケジュール（配点 10 点）

本業務の実施スケジュールについて、適切で実現可能なものであるか。

④ 個人情報保護等情報管理体制（配点 10 点）

個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）及び個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について記述されているか。

⑤ 経費（配点 10 点）

評価点数は、次の式により求める。

$$\text{評価点数} = 10 \text{ 点} \times (\text{最も安価な見積額} \div \text{当該提案者が提示する見積額})$$

※小数点以下切り捨て

（3）プレゼンテーション

提案者に対して、提案内容の説明及び質疑応答を求めするため、参加又はオンラインによるプレゼンテーションを実施する。

① 日時：令和7年7月2日（水）（予定）

（後日、提案者に対し詳細を連絡する。）

② 発表時間：1 提案者あたり 15 分程度（予定）

（その後、質疑応答の時間を 5～10 分程度設ける予定。）

③ 発表方法：審査会場において参加形式又はオンラインによる参加形式

（4）審査結果

企画提案書を提出した全事業者宛てに、書面により通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

7 業務委託契約について

(1) 契約の締結

① 契約の締結

審査の結果、受託者として選定された者と事業内容等について協議の上、奈良県契約規則に基づき、速やかに随意契約による委託契約を締結する。

なお、審査の結果を踏まえ、提案内容の変更を求めることがある。

ただし、審査会で受託者として選定された者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者（一定基準（総得点が満点の6割以上で、かつ、満点の5割未満の項目がない場合）以上の評価がある場合に限る。）と同様の手続を行うこととする。

② 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは、契約保証金を免除する。

③ 委託費の支払

委託費は、事業完了後、県が検査を行い、適正と認められた場合に支払うこととする。

④ 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉及び処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て県に帰属するものとする。

⑤ 契約書

作成を要する。

(2) 契約の解除等

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、県が県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅

滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8 その他

- (1) 事業者選定にあたり、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 企画提案書等及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提案に要する経費は、各事業者の負担とする。
- (4) 提出された全ての書類は、返却しないものとする。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等是非公開）となるが、提出者に無断で開示しない。
- (6) 参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (7) 参加申込書、企画提案書等の受理後の差し替え、追加又は削除は、県の指示によるもののみ認めない。
- (8) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

9 書類等提出先（問合せ先）

担当課：奈良県福祉保険部 介護保険課 介護計画係

所在地：〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

電 話：0742-27-8524

F A X：0742-27-3075

※電子メールのアドレスはお問合せください。